

第2号議案

件名	学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について
提案理由等	夏季休暇の取得可能期間を見直すため、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則に関して、所要の改正を行うものである。

## 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

### 1 改正の趣旨

夏季休暇の取得可能期間を見直すため、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則に関して、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

夏季休暇の取得可能期間を前後各1月拡大する。

- ・改正前

- 一の年において7月から9月までの期間内

- ・改正後

- 一の年において6月から10月までの期間内

### 3 施行期日

令和6年4月1日

○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 12 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 7 年栃木県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p><b>第11条</b> 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 夏季における盆等の諸行事の場合又は職員が心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 一の年の<u>6月から10月までの期間内における6日の範囲内の期間</u></p> <p>(16)の2～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p><b>第11条</b> 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 夏季における盆等の諸行事の場合又は職員が心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 一の年の<u>7月から9月までの期間内における6日の範囲内の期間</u></p> <p>(16)の2～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(教育政策課)